ニュースコンテナー

No. 570　　発行　2026年11月10日

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015　さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

2026 年 9 月 16 日に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集が行われました。改正内容としては、水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 19 号）の施行に伴い、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、水道水の水質基準が新たに設定されたため、建築物衛生法施行規則においても、当該物質を建築物衛生法施行規則第 4 条第 1 項第 4 号ニに追加し、定期検査を行う対象とするとなっています。建築物衛生法施行規則第 4 条第 1 項第 4 号ニは、地下水等（水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水以外）を使用する場合であり、3 年に 1 回定期検査が必要となります。募集期間は 2026 年 9 月 16 日～10 月 15 日までで、11 月に公布（予定）、2027 年 5 月に施行（予定）となっています。

当社では水道水分析について豊富な実績と経験があります。詳しくは、当社水道水分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料　2026 年 9 月 16 日付　電子政府の総合窓口 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」を引用して作成

EU POPs 規則にクロルピリホスが追加

欧州委員会は 2026 年 9 月 10 日、POPs 規則 2019/1021 附属書Ⅰにクロルピリホスを追加する委員会委任規則 2026/1423 を官報公示しました。

今回の改正でPOPs規則附属書Ⅰにクロルピリホスが追加され、特定の適用除外なしに、クロルピリホスを 0.01mg/kg(0.000001wt%)を超えて含有する物質、混合物、成形品の製造、上市、使用が禁止となりました。

当社では製品分析について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料　2026 年 9 月 10 日付　EU 官報（英文）

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について
（ゼロ・ジャパン株式会社）
2. 残留性有機汚染物質検討委員会第 22 回会合（POPRC22）の結果について

＜ 臨時休業について ＞

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業　１１月１９日（木）

耳より情報

数値が基準値を超えてしまった！

お問い合わせはこちら

基準値を超えてしまった項目については、原因の特定及びその後の処置が必要になります。項目によって適切な処理方法がありますが、ご存知ですか？答えは下記ＵＲＬからご覧いただけます。

https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR13006.pdf

https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR13002.pdf

過去の記事はこちら　　お問合せはこちら